

Title	藤田博士の「薩寶について」を読む
Sub Title	
Author	友松, 圓諦(Tomomatsu, Entai)
Publisher	三田史学会
Publication year	1925
Jtitle	史学 Vol.4, No.2 (1925. 5) ,p.147(307)- 150(310)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19250500-0149

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

の石となり、村の觀察者にさつての好手引書であり、一般讀書界にさつての生きた地理書である。さうして各編中に地圖を挿入されたこゝも、編者の用心がしのばれてうれしい。

一體人間の生活はいつの時代、いづこにおいても土に即したものであつて、この土の上に大小の集團をなしてゐるのである。さうしてその土地の狀態如何によつてその集團の形式や發達が非常に異なるのみならず、その集團の人々の性格や生活様式までその影響をうける。海岸の村、川ぞひの村、山間の村、平原の村は、それぞれその聚落の方法が異り、その發達に特色がある。人間の生活を知るためには、あはせてその土地の研究を忘つてはならない。人間と土地との不斷の鬭争が人間生活の大きな部分をなしてゐるのである。郷土研究の意味と興味はこゝにある。本書を生んだ郷土會のごとき、本書をもつて唯一の紀念品として滅びてしまったのはまことに惜しく、日本の社會に是非存續してほしかつたもの一つである。

(松本芳夫)

朝鮮民族統譜(尹昌茲著)

本書は朝鮮の氏族志でも見るべき書である。先づ朝鮮の諸氏族をその姓に隨つて——金とか李とか云ふ風に——分類し、各姓に就いてその朝鮮に何本あるかを示し、又姓源を總論してある。姓源は多くの場合支那にあるので此の總論は支那の文獻の上の調査になつてゐる。次にその姓に屬する諸氏を本貫を異にするもの

書評

ごとに列舉して、始祖と後孫中の名人を示したものである。附錄に『中國姓氏考』がある。兩班世家が勢を振つた半島の歴史を研究するには、参考書の一たるを失はぬ。此の書の凡例を見るに、著者は、すべて文字があつて然る後姓氏がある、朝鮮には素文字がなかつたが、之を支那から輸入するに及んで、又姓氏を輸入したと云ふ意味のこと述べてゐる。之によるべく、史上數多の漢人が東來居住したと云ふことはあるが、兎に角諸氏の姓源と血統上の源とは必ずしも一致せぬことになる。著者は特に此の點を明にして『如相國李奎報國子史業尹公哀辭曰、天水尹公諱威字某、蓋相國聞見、不知尹公之本、自坡平分籍南原、而曰天水尹公耶、此尹氏本少昊之裔、系出天水故、相國必於姓源貴之也、覽之君子、諒、應勿此姓氏族皆出於中國也』と云つてゐる。姓源と血統とが別個のものであり得ることには、余輩も誠に同感である。なほ著者が、贈人の文字の氏名の上には、その人の貫郷を記する場合と姓源を記する場合とあることであるのは、留意すべきことをである。

(十四、四、五 高橋琢二)

藤田博士の「薩摩について」を讀む

はつきりは覚えてゐないが、自分が最初に佛典の中に「薩摩」といふ難解な文字を見出したのはかなり以前のことである。それ以来、決して自分の脳裡からこの文字が逸出してしまつたわけではないけれども、語學の力の貧しさと不勉強のために最近にいたるまで疑問標のついた語彙の中に埋めてしまつてゐたのであ

(三〇七) 一四七

る。ところが本年初頭に及んで、佛教成立時代の商人階級の状態

を少し調べてみる必要が起つた。そしてはからずも薩薄といふ文字から疑問標をさり除いて、これにペリー語の Satthavāho—隊商導師なる文字を照合一致せしめる機會をあたへられたわけである。

乃ち、自分は本年二月號の三田學會雜誌に「佛教の興立と商人階級の活動」なる論文をのせたのであるが、その一節に於て薩薄に關して次の如く述べて置いた。

「これら恒定的の同業村や同業組合の外に、隊商 (Sattho) の組合がある。その引導師 (Satthavāho) の首長 (Satthavāhajettako) も又世襲であり長者 (Setthi) が同じく政治上に權力をもつてゐる。漢譯に大富薩薄 (Satthavāho) 薩薄主 (Satthavāhajettako) の名の下に王廷の協議に參列してゐるの乃ち、れである。」

しかるに三月號の史學雜誌に藤田豊八博士はその西域研究の一部として「薩寶について」なる價値ある論文をのせられた。しかる博士は余を同じく「これら薩寶、薩保、薩薄の如き文字を梵語の Sāthavāho—商主に一致する」と論證せられた。巴梨語の Satthavāho は梵語の Satthavāho と一致すべしは論を俟たない。

自分はこの意味に於て博士と相前後して同一文字に同一解釋を與ぐるを名譽とすると共に、更に博士の涯博なる考證によりて愚見のあやまらざりしを裏書きされたことを衷心から感謝するものである。更に又、この經濟的字句が遠く流沙をわたつて支那本土に通用せられたといふ博士の考證は愈々自分の學的臆測を刺戟するものである。この意味からして博士のこの論文ほど自分が最近

興味深く讀んだものはない。

然しそ自分は一つの事實に於て博士の御意見に賛成するところが出来ない。それは或は自分の學の貧しさから來た誤解であるかも知れない。自分は學に篤い博士の寛度に甘くて自分の疑問を一つに述べさせていたゞかうと思ふのである。自分は信じてゐる。きっと博士はかうした自分の貧しい疑問に對しても示教をおしえないであらうこと信じてゐる。

自分の賛成するところが出來ない一事實をいふのは博士の次の御意見である。

「而してこの商主—薩薄—若くば富商が、印度人でないことは、上に「居士長者」なるくるにても知られるのである。而して Arab 人に先ちて盛に印度及び支那に通商したのは Persia 人でありますれば、こゝに所謂薩薄商人は Iran 系の商主若くは富商であつたふうを視なければなるまいと思ふ。果して然らんには法顯の時 Iran 系の商主若くは富商が薩薄即ち Sāthavāho と呼ばれてゐたことが知られるのである。」

乃ち博士は法顯傳の師子國の條に見ゆるかの「其城中、多居士長者、薩薄商人、屋宇嚴麗」なる文献と、西域千闇に於て纂集成立したと傳へられる賢愚經の中に見える薩薄なる文字とに基いて、薩薄は決して印度人ではなくして Iran 系の商主であると論斷せられたのである。自分は不幸にしてこの博士の結論に首肯しがたいのみならず、さうした論證の手續や材料の取扱ひ方法についてもいさゝが所見を異にしてゐるのである。自分は博士が

何ゆゑに法顯傳の記事からしてかうした結論に跳躍せられたかを全く想像する、ことが出来ないのを遺憾とする。恐らく後年薩薄なる文字が含有するに至つた第二義的意義に交渉聯關係しめたいとの先入主に支配せられたものゝ思はざるを得ないのである。かうした先入主に動かされて、極めて平明簡單に讀むべきか、ころの「多長者居士薩薄商人」なる文字に強いてその印度人を然らざるものとの人種的區分を要求されたのではあるまいか。長者居士を薩薄商人とは平凡に同列として讀むべきものであることは後出の他の材料と對照すれば容易に了解しえらるゝのである。

其はさにかく、自分の最初に賛成しがたいのは材料の取扱ひ方に於ける不公平である。自分は博士か何ゆゑに薩薄なる字句を決定せんとするに際して法顯傳・賢愚經にのみ限られたかを疑ふものである、摩訶僧祇律や十誦律を何ゆゑに顧みられなかつたのであらうか。二律の成立年代はさて置き、その譯出の年時についても、摩訶僧祇律は（東晉安帝義熙十四年西紀四一八年）賢愚經（魏太眞君六年西紀四四五五年）よりも古く、十誦律（東晉安帝元興三年西紀四〇四年）は法顯傳の成立に十年先んじてゐるのである。更に又、薩薄が梵語の Sirhavāho や巴梨語の Satthavāho の音譯であることを認められた以上、何ゆゑにこれらの資料を調査する、いかをさせられたのであらうか。自分は少く少く巴梨本生經（Jātaka）の中に屢々薩薄と云ふは薩薄主に適合すべき Satthavāho, Satthavāhajettihako なる文字に面接するのである。本生經の成立は的確には定め難いとは言へ、佛陀滅後餘り多くを隔て、はるなゝのである。從つて吾人が薩薄なる語義を確實に理解

決定せんとするためには佛陀在世に溯るゝまでは當然である。もしも摩訶僧祇律、十誦律、賢愚經の如き文獻がその成立の時間空間について明了を缺くとはいひながらも、その内容よりして佛陀在世の記事なりと認めうるものが多いのである以上、その研究は必ず西暦紀元前四五世紀にまで立ち還らねばならぬのである。この意味に於て自分は博士が原語の用語例を顧慮せずして法顯使用的語義を決定せんとせられ、その所説の内容が遠く印度古代に属すべから無視して誦出の時間と空間とによつて賢愚經を評定せられしが如きは甚だしく首肯しがたい點である。乃ち薩薄なる文字をのせてゐる文書を出來うるかさり多く集めて、これを成立年代によつて配列し、かくしてその意義を探求すべきであらうと思ふ。かうした心構へからして自分はその資料の四五をかゝげて見る。

1、ある日、ナランサ出の隊商導師（薩薄）の子が五百臺の車を共に、の村に入りて。

(Ath' ekasmim divase Bārāṇasayyako Satthavāhaputto pancahi

sakalasalahi tam gānam patvā) — Jātaka.

2、隊商導師（薩薄）家に生る。……ナランサの五百車の商をもちて商用にでゆ。

(Satthavāhakule nifati ..Bārāṇasito parnacahi sakatāsatehi

bhāṇḍam ādaya vohāratthāya gacchanto) — Jātaka

3、爾時諸國貴人長者居士大富薩薄。

4、時諸大官長者居士億財主大富薩薄、如是貴人留之不隨。

5、於是乘象振野鈴、遍告聚落令言、沙門億耳欲入大海、我作

薩薄、誰欲共去。……彼國土法作薩薄者要出二十萬金錢。

六、沙門億耳有大威力、如是思惟、若作薩薄、共多人入海、必安隱來出。

七、若前殺薩薄則諸賈客無所成辦、若不殺薩薄則以錢物力、若自身力、若以他力必能得賊。

(以上十誦律)

八、波斯匿王及群臣太子、諸聚落主、宿舊長者、並薩薄主。

(摩訶僧祇律)

九、城中多居士長者薩薄商人、屋宇嚴麗巷陌平整四衢道頭皆作說法堂。

(佛國記)

かうした配列の最後に法顯傳を考察するとき自分は薩薄についての博士の斷案に反対せざるを得ないのである。博士は法顯傳の記事について、上に「居士長者」といふ文字があるからして薩薄は印度人ではないと言はれるのはいかなる理由によるのであらうか。何ゆゑに「居士長者薩薄商人」といふ一聯の名詞についてその人種別を見出されたのであらうか。この熟語は前出の十誦律、摩訶僧祇律の中にも貴人の内容として見られるのであるが、若し

博士の筆法を以てしたならば勢ひこれらの資料の上にも人種別を認めなければならず、西紀前六世紀の波斯匿王 (Pasenadi) の帷幕にイラン系のペルシャ商人がゐたことを推定せねばならないのである。しかも前出の多くの材料に明了であるやうに、薩薄は疑ひもなく印度人である。本生經はペナレス (Banaresyako) の示してゐるし、十誦律もの佛弟子として有明な沙門億耳が薩薄

たらんとしたまゝ、更に又彼の生國には薩薄についての法令規定すらあつたことを物語つてゐる。

薩薄は明かに印度人の水陸兩路の驛商導師である。從つて法顯がセイロンに訪れたとき佛教徒として說法堂を作つてゐた薩薄も從來の用語例からして内地人であると考へるのが平凡であり自然であると思ふ。まして彼が佛國記を著述した當時の翻譯界に於て既に薩薄は上述の意義を確保してゐたのであるから、何らかの特異な除外例を是に求めるといふことはむしろ穩當を缺いたものである。それゆゑに、自分は博士が法顯の記事について、他の何らかのたしかな根據があつてさうした断案を下されたとするならばいざ知らず、若し然らざる以上は俄かに博士の御意見に賛成するところが出來ないのである。かうした印度の經濟組織であるところの薩薄が西域の諸國の上に影響をあたへ、更に遠く漢土の法制組織の上にすらその名目を残したことについては自分の最も興味深く考へてゐるところであるがゆゑに、他日稿をあらためて博士の教を乞ひたひと思ふのである。

以上、極めて簡単ではあるが自分の所見の一端を述べさせていたのである。素より學に淺い自分の事であるから或は誤解してゐる點も少くはなからうと思ふ。文中時に博士に對し禮を失つたところがあるかも知れないが偏へに博士の御寛恕を願ふところである。幸に博士が自分の魯蒙をしてすこで此正をたまはらば自分の限りなきよろこびである。